

9. 工事に伴う固定資産税（家屋）減免措置

資産税課 家屋係 TEL:939-1212 内線:2256・2257

内容

改修工事が完了した翌年度分の家屋に係る固定資産税の3分の1を減額する制度です。ただし一戸あたり100㎡分までが対象となります。

※法律改正等により、要件等が変更になる場合があります。

申告書等、詳しくは資産税課にお問い合わせください。

※この減額措置に1戸または一の専有部分について、1回限りとなります。

対象家屋

前提となる対象条件として、次の各号をすべて満たすもの

- ① 新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く）であること。
- ② 次のいずれかの方が居住する住宅であること。
 - 65歳以上の方
 - 要介護認定または要支援認定を受けている方
 - 障がいのある方
- ③ 人の居住の用に供する部分の割合が、延床面積の2分の1以上であること。
- ④ 改修後の住宅の床面積（区分所有家屋の場合は専有面積）が50㎡以上280㎡以下であること
- ⑤ 他の固定資産税の減額を受けていないこと。また、以前にバリアフリー改修工事に係る減額を受けたことがないこと。ただし、熱損失防止改修（省エネルギー改修）住宅の減額のみ併用可能。

工事要件

工事要件として、次の各号をすべて満たすもの

① 平成28年4月1日から令和8年3月31日までに改修工事が完了していること。

② 次の改修工事のいずれかが行われていること。

- 廊下の拡幅
- 階段の勾配の緩和
- 浴室の
- 便所の改修
- 手すりの取付け
- 床の段差の解消
- 引き戸への取替え
- 床表面の滑り止め化

必要なもの

- バリアフリー改修に伴う減額申告書
 - 納税義務者の住民票の写し
 - 改修工事に係る明細書（当該改修工事の内容および費用の確認ができるもの。）工事内容を示す書類は、建築士、登録性能評価機関等による証明で代替可
 - 改修工事箇所の図面または写真（改修前・改修後）
 - 領収書（改修工事費用を支払ったことを確認することができるもの。）
 - 補助金等の交付や給付を受ける場合は、交付や給付決定を受けたことを確認することができる書類
- ※適用を受けるためには、改修後3か月以内に市に申告していただく必要があります。期限内に申告できない場合はお問い合わせください。
- ※市外在住の方は上記以外に書類が必要になる場合がありますので、お問い合わせください。

スポーツ・レクリエーション

1. 沖縄市スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

NPO 法人 沖縄市障がい者福祉協会

TEL:938-3480 FAX:988-5554

一般社団法人 サンビスカス沖縄

TEL:989-4695 FAX:989-4696

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、および障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会等を開催し、障がい者スポーツに触れる機会等を提供するために開催されます。開催時期、内容についてはお問い合わせください。

2. 沖縄県身体障害者スポーツ大会

社会福祉法人 沖縄県身体障害者福祉協会

TEL:851-3455 FAX:851-3855

NPO 法人 沖縄市障がい者福祉協会

TEL:938-3480 FAX:988-5554

県内の身体障害者がこの大会に参加し、協議等を通じスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的に開催されます。

競技種目

陸上競技、フライングディスク競技、水泳競技、卓球競技（サウンド・テーブル・テニスを含む）、アーチェリー競技

3. 沖縄県ゆうあいスポーツ大会

公益社団法人 沖縄県手をつなぐ育成会

TEL:882-5727 FAX:882-5720

沖縄県内の知的障がい者スポーツの発展を図るとともに、相互親睦、社会の理解と認識を高め、ひいては知的障がい者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として開催されます。

4. 全国障害者スポーツ大会

内容

障がい者が、スポーツを通じて社会参加を図り、多くの人々との交流により障がい者に対する社会の理解を深める大会です。平成13年度から、身体障がい者の部と知的障がい者の部が同時に開催されており、陸上競技、水泳、車いすバスケットボール等の協議や、さまざまな交流イベントが開催されます。